

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【公開番号】特開2015-119729(P2015-119729A)

【公開日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-042

【出願番号】特願2015-55780(P2015-55780)

【国際特許分類】

C 12 Q 1/62 (2006.01)

C 12 Q 1/26 (2006.01)

【F I】

C 12 Q 1/62

C 12 Q 1/26

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリオキシエチレンポリオキシプロピレン縮合物、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルキルアミン縮合物、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンジアミン縮合物、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル、及びポリオキシエチレン多価アルコール脂肪酸エステルから選ばれる1種又は2種以上の非イオン性界面活性剤を有効成分とする、被酸化性呈色試薬を用いた酵素法により血漿、血清及び尿より選ばれる試料中のヘモグロビン及びビリルビン以外の物質を測定する際のヘモグロビンの影響回避剤。

【請求項2】

前記血漿、血清及び尿より選ばれる試料が、血漿又は血清である請求項1記載の影響回避剤。

【請求項3】

前記試料中の前記被測定物質が、酵素反応により生成する過酸化水素を定量することによって測定が可能な、血漿、血清及び尿より選ばれる試料中のヘモグロビン及びビリルビン以外の物質である請求項1又は2記載の影響回避剤。

【請求項4】

酵素が、測定対象物又はその派生物に特異的な酸化酵素である請求項1～3のいずれか1項記載の影響回避剤。

【請求項5】

被酸化性呈色試薬が、過酸化水素と反応して呈色する1種又は2種以上の成分である請求項1～4のいずれか1項記載の影響回避剤。

【請求項6】

前記非イオン性界面活性剤の使用量が、前記試料と接触させた後の濃度が0.5～1.0w/v%となる量である請求項1～5のいずれか1項記載の影響回避剤。